

Q 春闘とは

春闘が始まったのは1955年。敗戦からの経済復興がやっと立ち上がりつつある時代に、それまで企業ごとにバラバラに行ってきた賃金要求を「統一要求」として、当時のナショナルセンターである「総評」に結集する8単産（炭労・私鉄総連・合化労連・電産・紙パ労連・全国金属・化学同盟・電機労連）が、民間給与の交渉時期となる1月

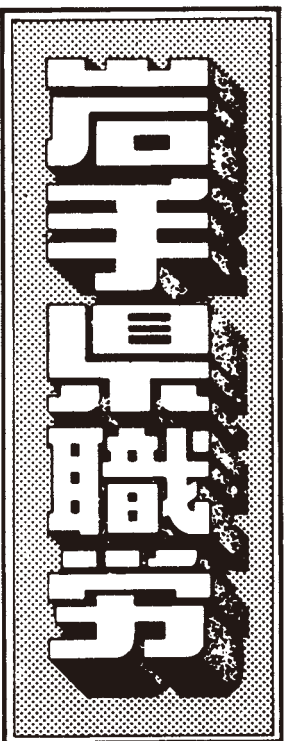
3月に統一行動・共同闘争を行ったのが起源。日本は労働組合が企業別に組織されているため、大手企業ほど賃上げ額が多額格差が生じる。賃上げ交渉において使用者側は「そんなに賃上げしたら同業A社との競争に負ける」と言い訳するが、それを許さないために、同一業種の労組が統一要求を掲げてベースアップを勝ち取ってきた。

70年代に入ると、社会保障や税金など国民生活にかかわる制度的要求も積極的に展開し「国民春闘」として、使用者側（総資本）と対峙する闘争へと発展。自治労も、同様の趣旨から、70年代、80年代のストライキに結集してきた。

この時期の民間労組の仲間の闘争の結果が、夏以降の「人勧」に反映される。春闘は他人事ではないのだ。



昨年2月に開催された「連合岩手・県中央総決起集会」（教育会館）



月2回刊=1430号
2015年2月15日 発行
発行日 毎月15日30日
発行所
盛岡市内丸10番1号
岩手県庁内
岩手県職員労働組合
印刷所
盛岡市上田二丁目17-4
有限会社 ジロー印刷企画
一部40円
組合員購読料は組合費に含む

2015春闘

共に働く者の賃上げを 人勧期・確定期に向け、たたかいは春闘から

翌年度4月からの民間企業の賃金を決定する「春闘」だが、私たち自治体労働者も春闘期の取り組みに結集していく運動方針を掲げている。私たちの給与は秋の確定闘争で決まるのに、なぜ春の時期に？と疑問を抱くかもしれないが、春闘期の取り組みは極めて重要だ。

一つには、この時期の民間の賃金の妥結結果が、私たちの給与に大きな影響を及ぼす点だ。私たちの給与は、地公法第24条により、①生計費、②国又は他の都道府県、③民間給与実態、を考慮して決定することとされている。このうちの③が、人事委員会勧告に向けて行われる公民較差の調査結果だ。特に地方では、公務員給与の改定結果・情勢を参考に民間賃金が決められることも多く、現在、私

たちにかけられている「給与制度の総合的見直し」など、大幅改悪案を跳ね返すための取り組みを展開していくことが、民間労組の仲間と連帯した賃金底上げの取り組みとなる。

二つ目は、春闘が私たちの要求の出発点となっている点だ。県職労は、秋の確

定闘争の妥結・到達結果、職場オルグや春闘討論集会等で把握した職場実態等を踏まえ、その改善要求を盛り込んだ春闘要求書を県当局へ提出している。給与・諸手当に不十分な点はないか、職場に人・予算が足りているか等、組合員との議論を基に要求項目を決定し、

確定闘争期にその回答を引き出すべく春闘交渉を展開している。まさに、たたかいは春闘からではない要求を掲げていこう。

来年度に向けた春闘要求

書は、今月28日の県職労臨時大会で決定する。職場・生活実態からの要求を、臨時大会に持ち寄り、ゆずれない要求を掲げていこう。

東北地連第22回青年女性夏期交流集会 in 花巻

青婦部組合員集まれ～

積極的な参加で「地連交」を成功させよう！



自治労の青年女性夏期交流集会は中央集会（山形）と各地連ごとの集会を隔年開催している。地連集

は一昨年、山形県で開催されたが、今年は、7月3日（金）から5日（日）の3日間、わたって岩手県花巻市の「渡り温泉ホテル さつき・別邸楓」を会場に開催される。

山形集には東北7県本部から105単組483人が参加して開かれ、「賃金の問題」や「フクシマの現状と課題」について講演や特別報告などが行われた。また、52のグループで行われた職種別分科会では、それぞれの職場の課題や実態などについて討論を行いながら交流を深めた。岩手集では山形集を上回る仲間の参加をめざして取り組みを進めている。各支部での積極的な取り組みで「地連交」を成功させよう。

県職連合第17回 臨時大会 県職労第112回

- 日時：2015年2月28日(土) 13時～16時30分
- 会場：「自治労県本部大会議室」
盛岡市南大通り2丁目10-38
☎019-654-1702
- 提出議案(予定)
- 第1号議案 当面の闘争方針(案)について
- 第2号議案 2014年度一般会計・特別会計第2次更正予算(案)について
- 第3号議案 2015年度一般会計・特別会計暫定予算(案)について
- 第4号議案 県職労規約の一部改正(案)について
- 第5号議案 県職労総合共済規定の一部改正(案)について
- 第6号議案 その他

第五世代

14日はバレンタインデー。チョコをあげるのは、流通業界や製造業界の企業が儲けるために普及された戦略の一つでもあるが、好きな人や大切に思っている人、お世話になった人に思いを伝える機会でもある▼私も就職して最初の頃は、バレンタインデーに限らず、誕生日やクリスマスなど特別な日には、日常とは違った特別な気分になり、何を贈ろうか考えた。心から喜んでもらうには、どんな企画が良いか、色々な案を頭に巡らせた▼しかし今は、特別な日であることも忘れて、普通の日のように過ごすこともあれば、有り合わせのものも贈ることで済ますことも増えた▼歳を重ねてイベントに力を使おうとする気持ちが冷めてしまったこともあるが、人事異動で忙しい職場に移ってから、特別な日に使う時間を削り始めたことも事実である▼時間は有限であり、1日24時間しかない。仕事が忙しくなってしまう分、削っていたのは自分の「相手」を思いやるゆとりの時間だった。削っても生きていけるが、仕事ばかりを優先した結果、自分らしい人生は、いつのまにか失っていた。貴方は、自分らしい人生をきちんと過ごしていますか？

第114回中央委員会において職場討議に付した、岩手県職員労働組合総合共済規程の一部改正(案)の一部修正について

2014年10月18日開催の第114回中央委員会において職場討議に付した標記改正案について、改正趣旨に対して一部に誤表記があったことから、以下のとおり修正の上、討議に付そうとするもの。改正趣旨に変更はないことから、修正後の案(右の表)において、第112回臨時大会における審議議案とする。

【修正の要旨】

- ① 当初提案の討議案では、「準組合員乙(退職者)」のみ掛金を満70歳に到達する日の属する月までの「全額一括払込」としていたが、これでは、一旦再任用組合員となった場合、再任用職員の退職後、その時点から満70歳に到達する日の属する月までの掛金相当額を全額一括払込しなければならず(逆の場合も同様)、定年退職時の退職餞別金による相殺処理ができないことから、多額の出費を伴うこととなる。この状況を防ぐため、第14条を修正するもの。
② 定年退職後、任期付職員として採用された者についても、同様の取り扱いとできるように、第3条第2項各号、第4条第2項、第8条第2項第14号並びに同条第3項第1号を修正するもの。

【修正の内容】

職場討議に付した一部改正案のうち、上記にかかる条文を以下のとおり修正(下線・ゴシック表記部分)する。※他の条文は当初討議案どおり。

Table with 2 columns: 組織討議案 修正前 and 組織討議案 修正後. Contains detailed text for articles 3, 4, 8, 14, and Annex 1, highlighting changes in bold and underlined text.

◆ 新旧対照表(改正内容)

Comparison table with 2 columns: 改正前 and 改正後. Shows side-by-side text for articles 1-15 and Annex, with changes in bold and underlined text.